

大和市監査委員告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年11月26日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 青木正始

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 会計課
- 3 監査対象期間 令和2年11月～令和3年10月
- 4 監査年月日 令和3年11月26日
- 5 監査の方法 この監査は、会計課において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 証紙受払に関する事務
 - (3) 出納員事務引継書に関する事務
 - (4) 備品管理に関する事務
 - (5) つり銭の管理に関する事務
- 6 主な着眼点
 - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。